

令和6年度

～安心して町内会活動に参加できるように！～

町内会活動総合補償制度に加入しましょう

当連合会では、町内会が行う清掃活動やスポーツ、文書配布などの活動中における怪我や他者(物)への損害に備え、「町内会活動総合補償制度」への加入を推奨しております。

また、町内会活動総合補償制度では、草刈機等の動力付き機器の使用中に生じた傷害等については、一部補償対象外となっており、賠償事故にしか対応していません。また、傷害の原因が動力付き機器でない場合においても、補償の対象外となってしまうことから、これを補てんするための保険として、「環境美化活動保険」も用意しています。

令和6年度の加入申込みは、4月中旬から各地区連合会事務局(市役所各支所・出張所、地域共創課)で受付を開始しますので、忘れずにお申込みをお願いします。

町内会活動総合補償制度

- 年間掛金(4月1日現在の加入世帯数)

30世帯以下	1,500円
31世帯以上 50世帯以下	3,500円
51世帯以上 100世帯以下	4,500円
101世帯以上 200世帯以下	5,500円
201世帯以上 300世帯以下	9,000円
301世帯以上 500世帯以下	11,000円
501世帯以上	16,000円
- 補償内容
 - 入院(事故の日から180日限度)
1日につき3,000円
 - 通院(事故の日から180日以内で90日限度)
1日につき2,000円
 - 死亡(事故の日から180日以内)
3,000,000円
 - 後遺障害(事故の日から180日以内)
3,000,000円限度
 - 損害賠償
補償限度額1億円(免責なし)

環境美化活動保険

- 年間掛金(4月1日現在の加入世帯数)

1世帯あたり22円

例) 60世帯の場合…60世帯×22円=1,320円
120世帯の場合…120世帯×22円=2,640円
- 補償内容
損害賠償の補償がないことを除き、町内会活動総合補償制度と同様です。

なお、動力付き機器を使用しない、通常の清掃活動中に受傷した場合には、町内会活動総合補償制度と重複して補償となります。

令和5年度 事故発生状況(2月末現在)

■ 事故件数

【町内会活動総合補償制度】

18件

清掃活動	(傷害) 7件 (賠償) 1件
スポーツ	4件
お祭り	3件
文書配布	1件
その他	2件



【環境美化活動保険】

5件

■ おもな事故内容

【町内会活動総合補償制度】

- ・グレーティングに指を挟み負傷した。(清掃活動：傷害)
- ・草刈り機による飛石で車両破損。(清掃活動：賠償)
- ・運動会中に転倒し首を痛めた。(スポーツ)
- ・ソフトバレーボール中にアキレス腱断裂。(スポーツ)
- ・文書配布中、交通事故により肋骨骨折。(文書配布)など

【環境美化活動保険】

- ・草刈り中にスズメバチに刺された。
- ・転倒し腕を負傷した。など

町内会活動総合補償制度の注意点

本制度に加入していても、補償の対象外となる町内会活動もあります。令和5年度中に寄せられた問い合わせとともに、ご紹介いたします。

Q1. お祭りの前日の準備でケガをしました。

町内会で前日の準備も企画・案内をしていましたが、補償の対象となりますか？

A1. 本制度は「行事当日」を対象としているため、町内会が企画・案内したものであっても、前日の準備や後日の片付け等での事故については対象外となります。

Q2. 草刈機を使用する清掃活動で、使用者以外が転倒などでケガをした場合、補償の対象となりますか？

A2. 刃がむき出しの動力付き機械器具である草刈機を使用する時点で、「危険度の高い行事」となることから、草刈機による事故でなくても対象外となります。(環境美化活動保険に加入している場合は、その対象となります。)

これらの内容のほか、加入案内とともに送付しております本制度の説明資料に記載の、補償の対象外となる町内会活動を行う際には、別途、保険に加入していただくなどの対応をお願いいたします。